

新千歳空港寿インター駐車場 管 理 規 程

一般社団法人 千歳観光連盟

(名 称)

第 1 条 駐車場の名称は、新千歳空港寿インター駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

(管 理 者)

第 2 条 駐車場の管理者は、一般社団法人千歳観光連盟（以下「管理者」という。）とし、所在地及び代表者の氏名等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(通 則)

第 3 条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第 4 条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(供用時間)

第 5 条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

2 駐車場に附帯するサービスは6時30分から23時までとする。

(供用の休止等)

第 6 条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用の休止、車路の通行止め等を行い、若しくは駐車位置の変更、駐車車両の退避を要請することができる。

- (1) 天災、火災、爆発その他不可抗力的な施設又は器物の損壊、交通事故、伝染病の発生等の事故が生じ、若しくは生じるおそれがあると認められる場合。
- (2) 保安上、供用の継続が不相当と認められる場合。
- (3) 工事、清掃、消毒、その他管理上必要な措置をとる場合。
- (4) 所管庁より供用中止を命じられた場合。
- (5) その他やむを得ない事由がある場合。

(駐車可能車両)

第 7 条 駐車場に駐車することのできる車両は、別表第 2 に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）とする。

(駐車場の入出等)

第 8 条 管理者は、駐車場入口発券機において利用者に対し入庫時刻を刻印した駐車券を交付する。

2 駐車料金の支払いは、出口精算機又は管理事務所において駐車券により所定の駐車料金を支払い出庫するものとする。

3 利用者は、管理者が駐車券の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

4 管理者は、管理上必要がある場合は、駐車場の出入口の一部を閉鎖する事ができるものとする。

(駐車日数の制限)

第 9 条 利用者は、同一車両を引き続き 31 日以上駐車してはならない。ただし、事前に利用者から申し出があり、管理者が認めた場合を除く。利用者が、管理者の承諾なく、31 日以上駐車した場合には、31 日を超えた日について、日額 5,000 円を上限として、管理者は駐車料金を追加で請求することができる。

2 管理者は、利用者が前項に違反したときは、駐車位置の変更及び所有者への引取り依頼等必要な措置を講ずることができるものとする。

(駐車場所)

第 10 条 利用者は、所定の駐車枠内又は管理者が指示した場所に駐車しなければならない。

(駐車場内の通行)

第 11 条 駐車場内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、毎時 10 キロメートルを超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車場所を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 管理者の指示及び場内の表示に従うこと。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(禁止行為)

第 12 条 利用者及びその関係者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車枠内において、出入時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車枠以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3) 車両に対する燃料の補給又は燃料の抜き取りをすること。
- (4) 車両の整備をすること。(パンクタイヤの交換等軽微な事項で、管理者の承認を得たものは除きます。)
- (5) 駐車場内での喫煙又は火気を使用すること。
- (6) 物を放置し、又は物を捨てること。
- (7) 駐車場内及び駐車車両内で宿泊すること。
- (8) 物品の販売、陳列、文書の配布及び掲示、募金又は署名活動、宣伝、演説、その他車両の駐車以外の目的で駐車場を使用すること。ただし、管理者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 駐車場の施設、器物又は駐車車両の滅失、毀損、汚損するおそれのある行為。
- (10) 易燃性物、爆発物その他、人又は車両に危害を及ぼすおそれのある物の持込。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者の正常な業務又は利用者の妨げとなる行為。

(退去等)

第 13 条 管理者は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることができる。

(入庫拒否)

第 1 4 条 管理者は、駐車場が満車である場合において、入庫を制限するほか、駐車する車両が次の各号の一つに該当するときは駐車を拒否する事ができる。

- (1) 爆発物等の危険物を積載し又は取付けている車両。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し又は多量の排気ガスを排出する車両。
- (3) 非衛生的な物の積載、取付又は液汁を出し若しくは垂れ流している車両。
- (4) 運転者が酒気を帯び又は無謀な運転をするおそれのある車両。
- (5) その他駐車場の管理上特に支障があると認められる車両。

(出庫拒否)

第 1 5 条 管理者は、次の各号に該当する場合は、車両の出庫を拒否する事ができる。

- (1) 利用者が正当な理由もなく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫時に所定額の駐車料金を納付しないとき。

(駐車券の紛失等)

第 1 6 条 利用者は、駐車券を紛失し又は滅失したときは、管理者に駐車券の再発行を申し出なければならない。この場合において管理者が確認した入庫時刻から出庫時刻までの時間を駐車時間とみなす。

(事故等の届出及び応急措置)

第 1 7 条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場内において交通事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設、器物又は他の車両を滅失し、毀損及び汚損したとき。
- (3) 車両の異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において交通事故、火災又は犯罪行為を目撃したとき。

2 管理者は、前項の届け出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者は、前項の規定により管理者がとる措置について協力するものとする。

(駐車時間の計算)

第 1 8 条 駐車時間は、暦日単位とする。

2 駐車場内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(駐車料金)

第 1 9 条 駐車料金は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

(駐車料金の減免)

第 2 0 条 管理者は、特に必要と認めた場合、駐車料金を減免する事ができる。

(駐車料金の徴収猶予)

第 2 1 条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第 1 5 条 (2) に
かかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出庫させるものとする。

(各種カード類の使用)

第 2 2 条 駐車料金の支払いを管理事務所にて精算する場合、管理者が指定するクレジット
カード、電子マネー等を使用することができる。

(不正利用に対する割増金)

第 2 3 条 管理者は、利用者が不正な方法により所定額の駐車料金の全部、又は一部の支払
を免れたときは、駐車料金及び免れた金額の 2 倍に相当する割増駐車料金を徴収す
ることができる。

(利用者の損害賠償)

第 2 4 条 利用者は、第 1 7 条 (1) 及び (2) に該当する事由その他責めに帰する事由に
より、管理者の施設、器物その他管理者の所有管理する物又は他の利用者等の第三
者の所有する車両等の物に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

(管理者の車両保管及び賠償責任)

第 2 5 条 管理者は、利用者に駐車券を交付したときから同券を回収するときまで車両の保
管責任を負う。

2 管理者は前項に示す期間内において、その責に帰すべき事由により、保管車両を
滅失、毀損または汚損したときは、当該車両の時価、使用年数、摩耗の程度その他
を勘案し、管理者が委託契約をしている査定機関（損保会社等）による査定額の範
囲内で、その損害を賠償するものとする。

ただし、第 2 8 条第 1 項の規定により管理者が引取り日を指定したときは保管責
任を負う期間は指定日までとする。

(免責)

第 2 6 条 管理者は、次の各号に掲げる事由によって生じた車両又は利用者の損害につい
ては、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 天災、地変、爆発、その他不可抗力による損害。
- (2) 戦争、事変、暴動、政治的又は社会的騒擾、その他管理者の注意を持っても防止
できない犯罪等によるもの。
- (3) 利用者又は駐車車両に対する法令に基づく命令若しくは強制執行によるもの。
- (4) 利用者の故意又は過失によるもの。
- (5) 利用者が他の駐車場利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する
車両又はその取付物もしくは積載物等に起因して被った損害。
- (6) 第 6 条及び第 1 7 条の規定による損害。
- (7) 当該車両内に残置された貴重品、その他積載物又は取付物に関する損害。
- (8) 当該車両の積載物又はその取付物の性能及び欠陥に起因するもの。
- (9) 当該車両の経年劣化及び故障等による事故または車両の損傷。

- (10) 当該車両の内燃機関、補助機器（ミッションやアクセル）の支障。通常操作による故障の一切。
- (11) 消耗部品による故障および予期せぬタイヤのパンク並びに飛び石等による外部の損傷（フロントガラス、ホイールの傷含む）及びバッテリー上がり。
- (12) 駐車中の当該車両の汚れ。（雨、台風、降雪、黄砂等）
- (13) その他、管理者の過失に起因しないもの。

（出庫による請求権の消滅）

第 27 条 管理者の損害賠償の責任は、利用者が申告しないまま出庫したときは、その時点で賠償請求を放棄したものとみなす。

（引取りの請求）

第 28 条 第 9 条第 1 項ただし書きに該当する利用者を除き、第 9 条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者は利用者に対して通知、又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 利用者が前項により管理者が指定した日までに車両を引き取らないときは、当該車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」といいます。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。

この場合において、所有者等は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てはできない。

（車両の調査）

第 29 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含みます。）を調査することができる。

（車両の移動）

第 30 条 管理者は、第 28 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第 31 条 管理者は、利用者又は所有者等が第 28 条に規定する管理者が指定した日までに車両を引取らないときは、利用者又は所有者等に対して、通知又は駐車場内における掲示の方法により期限を定めて引取りの催告をするものとする。

- 2 利用者又は所有者等が前項の催告期限の経過後、3 カ月を経過しても車両を引取らないときは、利用者及び所有者等は車両に対する所有権、使用権その他一切の権利を放棄したものとす。この場合、管理者は車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 3 管理者は利用者に対して、第2項の規定により処分した車両の未払い駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用と車両の処分によって生じた収入との差額を請求することができる。車両の処分によって生じた収入が未払いの駐車料金並びに諸費用を上回るときは、その差額を利用者に返還するものとする。

(この規程に定めない事項)

第32条 この規程に定めない事項については、法令の規程に従って処理する。

附 則

この規程は、令和 3年2月1日制定

別表第1（第2条関連）

駐車場の名称	新千歳空港寿インター駐車場
駐車場管理者の名称	一般社団法人 千歳観光連盟
駐車場管理者の所在地	北海道千歳市流通3丁目4-1
代表者氏名	代表理事 小田 賢一

別表第2（第7条関連） 駐車場に駐車できる車両

駐車場名	種 別	車 種	制限基準（単位：m）		
			幅	長さ	高さ
新千歳空港寿インター 駐車場	平面駐車場	普通車	2.0 m以内	5.0 m以内	2.8 m以内

別表第3（第19条関連） 駐車料金の種類、金額

料金表（消費税は内税とします。）

種 類	時 間	料 金
普通車	日帰り	500円
	1泊2日～	500円/日